

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月6日

愛媛県中予地方局長

1 入札に付する事項

- (1) 件名（業務の名称）
愛媛県中予地方局建設部公用車運行管理業務等労働者派遣業務
- (2) 派遣業務の内容
入札説明書等による。
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 派遣労働者の就業場所及び派遣人員
愛媛県中予地方局建設部
(松山市北持田町132番) 派遣人員1人
- (5) 入札方法
 - ア 入札金額は、所定の入札書の様式に月当たりの経費額を記載すること。
消費税に関しては以下のウにあるとおり抜きの額で記載すること。
 - イ 入札は紙入札により、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

- (3) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年7月5日法律第88号)第5条に基づく労働者派遣事業の許可を受けた者であること。
- (4) 四国内に事業所を有すること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出すること。必要書類の提出のない者の入札への参加は認めない。

- (1) 必要書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年7月5日法律第88号)第5条に基づく労働者派遣事業の許可証の写し(上記2(3)の関係)
- (2) 提出先及び提出期間等
 - ア 提出先
 - 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地
 - 愛媛県中予地方局建設部管理課
 - 電話 089-941-1111(代)
 - イ 提出期間
 - 令和8年3月9日(月)9:00~3月18日(水)12:00まで
 - ウ 提出方法
 - 持参又は郵送等により提出すること。(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。
 - エ 郵送等による提出の取扱い
 - 郵送等による提出の場合は、イに掲げる期間内に、アに掲げる場所に必着のこと。
- (3) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書等の交付場所
 - 上記(2)アに掲げる場所

4 入札書の提出場所等

- (1) 郵送等による入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
 - 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地
 - 愛媛県中予地方局建設部管理課

電話 089-941-1111 (代)

(2) 郵送等による入札書の受付期間

令和8年3月23日(月)9:00～3月25日(水)17時00分まで必着

(3) 持参による入札書の受付 及び開札の日時及び場所

令和8年3月25日(水)17時00分

愛媛県松山市北持田町132番地

愛媛県中予地方局建設部管理課(松山庁舎・3階会議室)

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出すること。(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。)により提出すること。

加入電話、電報、ファクシミリ、電子メールその他の方法による入札は認めない。

5 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効

上記2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(6) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

(8) 当該入札に関する質問がある場合の受付期間

令和8年3月10日(火)9:00～3月12日(木)17時00分まで

上記期間中の平日 8 : 30～17 : 15

(参考 : 回答期間 令和 8 年 3 月 1 6 日 (月) ～ 3 月 1 8 日 (水))